

～小売業、社会福祉施設、飲食店などの第三次産業の事業主の皆さまへ～

「安全推進者」を配置して労働災害を防止しましょう。

(一社)兵庫労働基準連合会神戸西事務所

＜小売業、社会福祉施設及び飲食店など第三次産業では労働災害が多発しています。＞

第三次産業のなかでも特に労働安全衛生法により安全管理者又は安全衛生推進者の選任義務のない業種（労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種）^(注1)での労働災害が多発しています。

＜労働災害防止には、安全推進者を配置し、4S活動やKY活動を通じて職場環境の改善や労働者の安全意識の啓発を行うことが有効です。＞

これらの業種での災害は、多くが転倒や腰痛などのため、労働者の行動に着目した取組が必要です。そのためには、安全推進者（安全担当者）を配置して、職場環境や作業方法の改善、労働者の安全意識の啓発や安全教育を行うことが有効です。そこで、「安全推進者の配置等に係るガイドライン」（平成26年3月28日付け基発0328第6号）が示されました。

＜ガイドラインでは・・・＞

常時10人以上の労働者を使用する上記業種の事業場は、安全管理体制を充実し労働災害防止活動の実効性を高めるため、安全推進者（安全の担当者）を配置することとしています。

(注1)「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種」とは・・・

施行令第2条	該当する業種	常時50人以上	常時10人～49人
第1号	林業、建設業、運送業、清掃業		
第2号	製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	安全管理者の選任義務あり	安全衛生推進者の選任義務あり
第3号	その他の業種（小売業、社会福祉施設、飲食業等）	安全管理者、安全衛生推進者の選任義務なし	

ガイドラインのポイント

1 対象事業場

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種の事業場のうち、常時10人以上の労働者を使用する事業場。

2 安全推進者の要件

職場内の整理・整頓・清潔・清掃（いわゆる4S活動）、交通事故防止等、事業場内で安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置すること。なお、以下のいずれかの者を配置することが望ましい。

- 安全衛生推進者の資格を有する者（安全衛生推進者養成講習修了者^(注2)、5年以上安全衛生の実務を経験した者等）
- 労働安全コンサルタント、安全管理士又は安全管理者の資格を有する者

3 安全推進者の配置

原則として、事業場ごとに1名以上配置すること。

4 安全推進者の氏名の周知

安全推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示するなどにより関係労働者に周知すること。

5 安全推進者の職務

安全推進者は、事業の実施を統括管理する者を補佐して、次の職務を行うこと。また、事業者は、安全推進者に対して必要な権限を付与するとともに、知識の付与や能力の向上に配慮すること。

- 職場環境及び作業方法の改善に関すること
（職場の整理整頓等（4S活動）の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等の道具の安全な使用に関するマニュアルの整備など）
- 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること
（朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施など）
- 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること
（労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出など）

(注2) 安全衛生推進者養成講習の実施機関等は裏面をご参照ください。